

青森県報

号外第百九号

平成二十七年
十二月二十五日
(金曜日)

目 次

規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則……………

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………

教育委員会……………

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金賞与条例施行規則の一部を改正する規則……………

公安委員会……………

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………

(総務学事課) …… 一
(市町村課) …… 三
(情報報システム課) …… 五
(同) …… 八
(同) …… 一九

(情報管理課) …… 一〇

規

則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十一年五月青森県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

3 条例第三十七条の二の規定により読み替えて適用する条例第十五条第二項に規定する実施機関が定める書類等は、次のとおりとする。

一 本人が開示請求をしようとするとき 第一項第一号に掲げる書類等

二 法定代理人が開示請求をしようとするとき 第一項第二号に掲げる書類等

三 本人の委任による代理人が開示請求をしようとするとき 当該代理人に係る第一項第一号に掲げる書類等並びに本人の実印を押印した委任状及びその押印した

実印に係る印鑑登録証明書

4 前項の規定は、条例第三十七条の二の規定により適用する条例第十九条第四項、

第二十条第三項、第二十七条第二項及び第三十三条第二項において準用する条例第三

十七条の二の規定により読み替えて適用する条例第十五条第二項に規定する実施機関が定める書類等について準用する。

第一号様式中

法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏名	
	住所	郵便番号
未成年者・成年被後見人の別	1 未成年者	2 成年被後見人
連絡先	(該当するものを で囲んでください。)	
	電話番号	自宅 勤務先 その他

を

「 代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。」

氏名	住所	郵便番号
	本人	連絡先
代理人の種類別	(該当するものを で囲んでください。) 1 未成年者の親権者等 2 成年後見人 3 本人の委任による代理人	

※ 回線が混雑している場合は、

注1 個人番号その内容を含む保有個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人も開示を請求することができます。

2 請求者本人であることを証明する書類等 (運転免許証、旅券等) を提示し、又は提出してください。

3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、「代理人の種類別」の欄が1又は2のときは法定代理人であることを証明する書類等 (戸籍謄本等) を、3のときは本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書を提示し、又は提出してください。

※ 郵便局

「 法定代理人が申し出る場合には、次の欄も記載してください。」

氏名	住所	郵便番号
	本人	未成年者・成年後見人の別

「 代理人が申し出る場合には、次の欄も記載してください。」

氏名	住所	郵便番号
	本人	連絡先
代理人の種類別	(該当するものを で囲んでください。) 1 未成年者の親権者等 2 成年後見人 3 本人の委任による代理人	

※ 回線が混雑している場合は、

注1 個人番号その内容を含む保有個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人も申し出ることができます。

2 申出者本人であることを証明する書類等 (運転免許証、旅券等) を提示し、又は提出してください。

3 代理人が申し出る場合には、2の書類等のほか、「代理人の種類別」の欄が1又は2のときは法定代理人であることを証明する書類等 (戸籍謄本等) を、3のときは本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書を提示し、又は提出してください。

※ 郵便局

「 法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。」

氏名	住所	郵便番号
	本人	未成年者・成年後見人の別

「 代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。」

氏名	住所	郵便番号
	連絡先	電話番号
本人	住所	(該当するものを で囲んでください。)
	連絡先	(該当するものを で囲んでください。)
代理人の種類別	1 未成年者の親権者等	2 成年後見人
	3 本人の委任による代理人	

注1 個人番号をその内容に含む保有個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人も訂正を請求することができます。

- 1 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 3 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等がある場合は、当該書類等を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が請求する場合には、2及び3の書類等のほか、「代理人の種類別」の欄が1又は2のときは法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を、3のときは本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書(印鑑登録証明書)を提示し、又は提出してください。

「 法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。」

氏名	住所	郵便番号
	連絡先	電話番号
本人	住所	(該当する番号を で囲んでください。)
	連絡先	(該当するものを で囲んでください。)
	1 未成年者	2 成年後見人
	自宅	勤務先
	その他	

電話番号 ()

「 代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。」

氏名	住所	郵便番号
	連絡先	電話番号
本人	住所	(該当するものを で囲んでください。)
	連絡先	(該当するものを で囲んでください。)
代理人の種類別	1 未成年者の親権者等	2 成年後見人
	3 本人の委任による代理人	

注1 個人番号をその内容に含む保有個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人も利用停止を請求することができます。

- 1 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、「代理人の種類別」の欄が1又は2のときは法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を、3のときは本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書(印鑑登録証明書)を提示し、又は提出してください。

「 法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。」

氏名	住所	郵便番号
	連絡先	電話番号
本人	住所	(該当する番号を で囲んでください。)
	連絡先	(該当するものを で囲んでください。)
	1 未成年者	2 成年後見人
	自宅	勤務先
	その他	

青森県住民基本台帳法施行細則（平成十四年八月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」に定める」を。以下「条例」という。」に定める」に改める。

第五条第二項中「第三条」を「第六条」に改め、同条を第八条とし、第二条から第四条までを三条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の三条を加える。

（本人確認情報の利用に係る事務等）

第二条 条例第二条第一項第一号の規則で定める事業は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者が行う授業料等を軽減する事業に要する経費を補助する事業（以下「私立高等学校等就学支援費補助事業」という。）とし、同号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等就学支援費補助事業の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

2 条例第二条第一項第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 私立の幼稚園、中学校、高等学校、専修学校若しくは各種学校の設置者が行う東日本震災により被災した幼児若しくは生徒の授業料等を減免する事業に要する経費を補助する事業（以下「私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業」という。）に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

3 条例第二条第一項第三号の規則で定める事業は、私立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付及び学び直し支援金の支給に関する事業（以下「私立高等学校等修学支援事業」という。）とし、同号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 私立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

五 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給を受ける事由が消滅した者の一覧表の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

六 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の氏名の変更の届出の受理に関する事務

七 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の授業料を減免した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

（本人確認情報の提供に係る事務等）

第三条 条例第二条第二項第一号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）の修学奨励金（以下「修学奨励金」という。）の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 修学奨励金の貸与の額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 修学奨励金の返還債務の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 修学奨励金の返還明細書の提出若しくは修学奨励金の返還の方法の変更の申請の受理、その提出若しくは申請に係る事実についての審査又はその提出若しくは申請に対する応答に関する事務

五 修学奨励金の返還債務の履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 修学奨励金の連帯保証人の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 修学奨励金の貸与を受けている者からの所得証明等の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

八 修学奨励金の貸与を受けた者からの高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程を卒業したことを証する書類の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

九 修学奨励金に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例第二条第二項第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十年三月青森県条例第七号)による県立高等学校の授業料、受講料若しくは入学期の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料若しくは受講料の免除の報告若しくはその報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

三 青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料の免除の事由の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料の免除の取消し若しくは期間の変更の報告若しくはその報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

3 条例第二条第二項第三号の規則で定める事業は、国立又は公立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付及び学び直し支援金の支給に関する事業(以下「国立高等学校等修学支援事業」といふ。)とし、同号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 国立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 国立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する

事務

三 国立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

四 国立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 国立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

六 国立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

七 国立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給停止申出者一覧若しくは支給再開申出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

(本人確認情報の提供の方法)

第四条 条例第三条第三項の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年六月十日総務省告示第三百三十四号)によるものとする。

第一号様式中「㊦」を「㊥」に改める。
第二号様式中「㊦」を「㊧」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県規則第五十三号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号。以下「条例」という。）に規定する個人番号を利用することができる事務等を定めるものとする。（条例別表第一の規則で定める事務等）

第二条 条例別表第一の一の項の規則で定める事業は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者が行う授業料等を軽減する事業（以下「私立高等学校授業料等軽減事業」という。）に要する経費を補助する事業（以下「私立高等学校等就学支援費補助事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 私立高等学校等就学支援費補助事業の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務
- 2 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 私立の幼稚園、中学校、高等学校、専修学校若しくは各種学校の設置者が行う東日本大震災により被災した幼児若しくは生徒の授業料等を減免する事業（以下「私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業」という。）に要する経費を補助する事業（以下「私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業」という。）に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務
- 3 条例別表第一の三の項の規則で定める事業は、私立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付及び学び直し支援金の支給に関する事業（以下「私立高等学校等修学支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 私立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

五 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給を受ける事由が消滅した者の一覧表の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

六 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の氏名の変更の届出の受理に関する事務

七 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の授業料を減免した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）の修学奨励金（以下「修学奨励金」という。）の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 修学奨励金の貸与の額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 修学奨励金の返還債務の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審

査又はその申請に対する応答に関する事務

四 修学奨励金の返還明細書の提出若しくは修学奨励金の返還の方法の変更の申請の受理、その提出若しくは申請に係る事実についての審査又はその提出若しくは申請に対する応答に関する事務

五 修学奨励金の返還債務の履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 修学奨励金の連帯保証人の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 修学奨励金の貸与を受けている者からの所得証明等の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

八 修学奨励金の貸与を受けた者からの高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程を卒業したことを証する書類の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

九 修学奨励金に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

5 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）による県立高等学校の授業料、受講料若しくは入学料の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料若しくは受講料の免除の報告若しくはその報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

三 青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料の免除の事由の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料の免除の取消し若しくは期間の変更の報告若しくはその報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

6 条例別表第一の六の項の規則で定める事業は、国立又は公立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付及び学び直し支援金の支給に関する事業（以下「国公立高等学校等修学支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 国公立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

四 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

六 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

七 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給停止申出者一覧若しくは支給再開申出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務
（条例第三条第二項の規則で定める事務等）

第三条 条例第三条第二項第一号の規則で定める事業は、私立高等学校等就学支援費補助事業とし、同号の規則で定める事務は、私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する情報とする。

2 条例第三条第二項第二号の規則で定める事務は、私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

3 条例第三条第二項第三号の規則で定める事業は、私立高等学校等修学支援事業とし、同号の規則で定める事務は、私立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定

める情報は、当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年 内閣府 令第七号）
 第八条第一号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）とする。

（条例第四条の規則で定める事務等）

第四条 条例別表第一の一の項の下欄に掲げる事務に係る条例第四条の規則で定める者は、私立の高等学校等の設置者とし、当該事務に係る同条の規則で定める事務は、私立高等学校授業料等軽減事業に係る授業料等の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第一の二の項の下欄に掲げる事務に係る条例第四条の規則で定める者は、私立の幼稚園、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置者とし、当該事務に係る同条の規則で定める事務は、私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業に係る授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第二の規則で定める事務等）

第五条 条例別表第二の一の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
- 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務
 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

2 条例別表第二の二の項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（次号において「要保護者等」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）第一条の経費の支弁に関する情報
- 二 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の実施に関する情報

3 条例別表第二の三の項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

- 一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項若しくは第三項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十七号）附則第四条第一項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（次号において「要支援者等」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報
- 二 要支援者等に係る学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報

4 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料又は受講料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第二の五の項の規則で定める事業は、国公立高等学校等修学支援事業とし、同項の規則で定める事務は、国公立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
 平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾
 青森県規則第五十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部改正）
 第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則（平成二十六年三月青森県規則第五

印) の1記号次の場合に出す。

様1叩繋社印

「名称及び代表者の氏名

を

名称及び代表者の氏名
法人番号

印記号、回繋社印

を「ユウ」の印記号、回繋社印、印記号の場合に出す。

2 「法人番号」欄は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

(国税徴収官業務委託業務従事者等への課税シートの取扱い)

様1叩繋社印 国税徴収官業務委託業務従事者等への課税シート（平成15年12月1日国税徴収官業務従事者への取扱い）

の1記号次の場合に出す。

様1叩繋社印

「氏名又は名称及び代表者の氏名

を

氏名又は名称及び代表者の氏名
個人番号又は法人番号

印記号、回繋社印

を「ユウ」の印記号、回繋社印、印記号の場合に出す。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

(不備理由の徴収減免条列施行規則の1記号)

第三条 不動産取得税減免条列施行規則（平成十年十月三日国税徴収官業務従事者への取扱い）の1記号次の場合に出す。

様1叩繋社印

「申請者 氏 名 (法人名)

印

を

代 表 者

印

「申請者 氏 名 (法人名)

印

代 表 者

印

印記号、回繋社印

個人番号又は法人番号

印記号、回繋社印

を「ユウ」の印記号、回繋社印、印記号の場合に出す。

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様1叩繋社印

「申請者 法 人 名

印

を

代 表 者

印

「申請者 法 人 名

印

代 表 者

印

印記号、回繋社印

個人番号

を「ユウ」の印記号、回繋社印、印記号の場合に出す。

注1 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様1叩繋社印

「申請者 法人名 代 表 者 _____ (印) _____ 姓」

「申請者 法人名 代 表 者 _____ (印) _____ 姓」

法人番号 _____ (印) _____

次のとおり記入せよ。

注1 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

「申請者 住 所 _____ (印) _____ 姓」

住所 (所在地) _____

申請者 氏 名 _____ (印) _____ 姓

氏 (法人名) _____

代 表 者 _____ (印) _____ 姓

個人番号又は法人番号 _____ (印) _____

次のとおり記入せよ。

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式印刷用紙

「申請者 法人名 代 表 者 _____ (印) _____ 姓」

「申請者 法人名 代 表 者 _____ (印) _____ 姓」

法人番号 _____ (印) _____

次のとおり記入せよ。

注1 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

「申請者 法 人 名 _____ (印) _____ 姓」

氏 名 _____

氏 (氏名) _____

代 表 者 _____ (印) _____ 姓

個人番号又は法人番号 _____ (印) _____

次のとおり記入せよ。

注1 「個人番号又は法人番号」欄については、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を

記載すること。

様式印刷用紙

記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

黒川仰斐様

「 申出者 法人名 (氏名) _____ 代表者 _____ 」

〒 _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

「 申出者 法人名 (氏名) _____ 代表者 _____ 」

〒 _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

個人番号又は
法人番号 _____
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※次のように記載すること。

注1 「個人番号又は法人番号」欄については、申出者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

黒田仰斐様

「 申出者 法人名 (氏名) _____ 代表者 _____ 」

〒 _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

「 申出者 法人名 (氏名) _____ 代表者 _____ 」

〒 _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

個人番号又は
法人番号 _____
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〒 _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 「個人番号又は法人番号」欄については、申告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規

定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する個人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

黒田仰斐様

「 申請者 法人名 (氏名) _____ 代表者 _____ 」

〒 _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

「 申請者 法人名 (氏名) _____ 代表者 _____ 」

〒 _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

個人番号又は
法人番号 _____
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〒 _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1 「個人番号又は法人番号」欄については、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

（黒森県知事事務官に宛てる書類の1部抜粋）

第五條 黒森県知事事務官事務官（平成十七年三月黒森県知事府令第二十三号）の1部抜粋のようになすこと。

黒田仰斐様

「 (ふりがな) 氏 名 _____ 」

「 (ふりがな) 氏 名 _____ 個人番号 _____ 」

氏 名	_____
(ふりがな)	_____
個人番号	_____
(ふりがな)	_____

氏 名	_____	個人番号	_____
(ふりがな)	_____		_____
個人番号	_____		_____
(ふりがな)	_____		_____

第九号様式中

を

に改める。

氏 (ふりがな) 名	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	

を

氏 (ふりがな) 名	個人番号
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	

に

改める。

(青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第六条 青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

氏 (ふりがな) 名	

を

氏 (ふりがな) 名	個人番号

に改める。

第九号様式中

氏 (ふりがな) 名	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

を

氏 (ふりがな) 名	個人番号
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

に

なお、

(青森県災害救助法施行細則の一部改正)

第七条 青森県災害救助法施行細則 (昭和三十年四月青森県規則第四十号) の一部を次のように改正する。

第十二号表第廿「職業」を「職業 職業 職業」
個人番号、個人番号、個人番号

第十三号表第廿「住所」を「住所 住所 住所」
個人番号、個人番号、個人番号

(青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第八条 青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則 (平成二十六年十一月青森県規則第五十八号) の一部を次のように改正する。

第一号表第廿の (裏面) 中

なお、同様式の (裏面) 中

氏名	受診者との柄	医療保険の種類	指定難病又は小児慢性指定を受けている者は、その
	本人	協会けんぽ 健組 国保 後期高齢	難小
		協会けんぽ 健組 国保 後期高齢	難小
		協会けんぽ 健組 国保 後期高齢	難小
		協会けんぽ 健組 国保 後期高齢	難小
		協会けんぽ 健組 国保 後期高齢	難小
		協会けんぽ 健組 国保 後期高齢	難小

特定疾病の医療費助成
給付番号
を記載すること。)]

を

居住地	〒	電話番号	
個人番号		電話番号	
居住地	〒	電話番号	
自己負担上 限の特例	人工呼吸器等装着 軽症者特例	高額かつ長期 重症患者認定	
自己負担上 限の特例	人工呼吸器等装着 軽症者特例	高額かつ長期 重症患者認定	
受診者と同じ医療 保険に加入している 指定難病又は小児 慢性指定疾患を受 け付けている者 中の者	難小	受診者との柄 続	受給者番号

を

氏 名	受診者との続柄	個人番号	医療保険の種類
	本人		協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組 協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組 協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組 協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組 協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組

2

「世帯調査」の欄には、受診者の加入している医療保険が国民健康保険又は後期高齢者医療である場合は、受診者及び受診者と同じ医療保険に加入する者（受診者と同じの世帯に属する者に限る。）を記載し、受診者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合は、受診者及び受診者と同じ医療保険の被保険者（被扶養者を除く。）を記載すること。また、保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合（受診者の加入している医療保険が国民健康保険である場合に限る。）は、保護者も記載すること。

居住地	電話番号
〒	

個人番号	電話番号
〒	

2

改め

（青森県児童福祉法施行細則の一部改正）

第九條 青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月三十一日青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第10号（表） 中

ふりがな	
氏 名	
個人番号	

2

自己負担上例	人工呼吸器等装着	高額治療継続
	世帯内按分特例	療養負担過重

2

自己負担上例	人工呼吸器等装着	高額治療継続
	世帯内按分特例	療養負担過重
小児慢性特定疾病又は小児慢性特定疾病児等と加入している小児慢性特定疾病児又は指定難病児の医療費助成を受け申請している者	小 難	小児慢性特定疾病又は小児慢性特定疾病児等との続柄
		受給者番号

2

様式第10号（表） 中

氏 名	小児慢性特定疾病又は小児慢性特定疾病児等との続柄	医療保険の種類	小児慢性特定疾病又は小児慢性特定疾病児等との続柄
	本人	協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組 協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組 協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組 協会けんぽ 健組 共済国組 国保 後期高齢 国組	小 難 小 難 小 難 小 難 小 難 小 難 小 難 小 難

指定難病の医療費助成
給付番号
旨を記載すること。)

Blank lines for recording medical aid numbers.

氏 名	小児慢性特 定疾病児童 等との統柄	個人番号	医療保険の種類
	本人		協会けんぽ 健組 共済 国保 後期高齢 国組
			協会けんぽ 健組 共済 国保 後期高齢 国組
			協会けんぽ 健組 共済 国保 後期高齢 国組
			協会けんぽ 健組 共済 国保 後期高齢 国組

氏名、回覧表の氏名と一致しない場合は

7 「世帯調書」の欄には、小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険である場合は、小児慢性特定疾病児童等及び小児慢性特定疾病児童等と同じ国民健康保険に加入する者（小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属する者に限る。）を記載し、小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険以外である場合は、小児慢性特定疾病児童等及び小児慢性特定疾病児

童等と同じ医療保険の被保険者（被扶養者を除く。）を記載すること。また、保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合（小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険である場合に限る。）は、保護者も記載すること。
氏名、回覧表の氏名と一致しない場合は

「ふりがな 氏 名」

「ふりがな 氏 名
個人番号」

「ふりがな 氏 名」

「ふりがな 氏 名
個人番号」

「氏 名」

「氏 名
個人番号」

「世帯構成員氏名」
「世帯構成員氏名 個人番号」

「氏 名」

「氏 名
個人番号」

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

第十四号様式中

氏 名	生 年 月 日	年 月 日	職 業
-----	---------	-------	-----

氏 名	生 年 月 日	年 月 日	職 業
個人番号			

氏 名	氏 名	個人番号

第十八号様式から第二十号様式までの規定中

ふりがな 氏 名	を
-------------	---

ふりがな 氏 名	個人番号	に改める。
-------------	------	-------

第十一号様式中

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	年 月 日
-------------	---------	-------

ふりがな 氏 名	個人番号	生 年 月 日	年 月 日
-------------	------	---------	-------

第九号

氏 名	氏 名	個人番号
-----	-----	------

申請者	1	2	3	4	5	6
同居人						

申請者	1	2	3	4	5	6
同居人						

第九号

(青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第十条 青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和二十九年十一月青森県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍		
職業及び収入 (月収)		

ふりがな 氏 名	個人番号	生 年 月 日	年 月 日
住 所			
本 籍			
職業及び収入 (月収)			

第十三号様式中

氏 名	氏 名	個人番号
-----	-----	------

(青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第十一条 青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年三月青森県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「 フ リ ガ ナ 受 診 者 住 所 保 護 者 住 所 個 人 番 号	氏 名	電話番号
	個人番号	

「 フ リ ガ ナ 受 診 者 住 所 保 護 者 住 所 個 人 番 号	氏 名	電話番号
	個人番号	

「 フ リ ガ ナ 保 護 者 住 所 個 人 番 号	氏 名	電話番号
	個人番号	

「 フ リ ガ ナ 保 護 者 住 所 個 人 番 号	氏 名	電話番号
	個人番号	

「 受 診 者 と 同 一 保 険 の 加 入 者	氏 名	個人番号
	個人番号	

「 受 診 者 と 同 一 保 険 の 加 入 者	氏 名	個人番号
	個人番号	

改め、同様式の注中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、同注に2と1として次のように加える。

2 「受診者と同一保険の加入者」の欄の「個人番号」は、認定の申請の場合に記入すること。

第二号様式及び第三号様式中

「 フ リ ガ ナ 受 診 者 住 所	氏 名	電話番号
	個人番号	

「 フ リ ガ ナ 受 診 者 住 所 保 護 者 住 所 個 人 番 号	氏 名	電話番号
	個人番号	

「 フ リ ガ ナ 保 護 者 住 所 個 人 番 号	氏 名	電話番号
	個人番号	

「 フ リ ガ ナ 保 護 者 住 所 個 人 番 号	氏 名	電話番号
	個人番号	

改め。

(青森県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第十二条 青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中

「 氏 名	生年月日	「 氏 名	個人番号	「 氏 名	生年月日

第七号様式中

「 氏 名	「 氏 名
個人番号	個人番号

第九号様式を次のように改め。

第9号様式(第10条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

続柄

男・女

年 月 日 生

個人番号

15歳未満の児童 (ふりがな)	
氏 名	男・女
個人番号	年 月 日 生

身体障害者手帳再交付申請書

下記の身体障害者手帳を 破った 汚した 失った ので、身体障害者福祉法施行規則第8条第1項の規定により、関係書類を添えて再交付を申請します。

記
旧手帳番号 都道府県市 第 号(年 月 日交付)

注1 身体に障害のある15歳未満の児童については、保護者が申請することになってい
るので、この場合には児童の氏名、生年月日及び個人番号を 欄に記入するこ
ととし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第十号様式中

「氏 名」を

「氏 名」
「個人番号」
に改める。

(青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第十三条 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十五年
三月青森県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十号様式中

申請者 (精神障害者本人)	フリガナ	生 年 月 日	住 所	電話 ()
	氏 名	生 年 月 日	住 所	電話 ()

を

申請者 (精神障害者本人)	フリガナ	生 年 月 日	住 所	電話 ()
	氏 名	生 年 月 日	住 所	電話 ()

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則第一号様式
の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる青森県
核燃料物質等取扱税条例(平成二十五年十二月青森県条例第四十五号)第七条第一
項及び第二項の規定による申告又は同条第三項の規定による修正申告について適用
し、施行日前に行われた同条第一項及び第二項の規定による申告又は同条第三項の
規定による修正申告については、なお従前の例による。
- 第二条の規定による改正後の青森県産業廃棄物税条例施行規則第二号様式の規定

は、施行日以後に行われる青森県産業廃棄物税条例（平成十四年十二月青森県条例第七十八号）第十一条第一項の規定による申告又は同条第二項の規定による修正申告について適用し、施行日前行われた同条第一項の規定による申告又は同条第二項の規定による修正申告については、なお従前の例による。

（不動産取得税減免条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 第三条の規定による改正後の不動産取得税減免条例施行規則第一号様式から第五号様式までの規定は、施行日以後に行われる不動産取得税減免条例（昭和三十年十二月青森県条例第三十九号）第二条及び第四条から第七条までの規定による減免の申請について適用し、施行日前行われた同条第二条及び第四条から第七条までの規定による減免の申請については、なお従前の例による。

（青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5 第四条の規定による改正後の青森県税の特別措置に関する条例施行規則第一号様式及び第三号様式から第五号様式までの規定は、施行日以後に行われる青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）第二条、第五条、第九条、第十二条、第十五条第一項及び第二項並びに第十八条第一項及び第二項の規定による課税免除若しくは不均一課税の申請、同条第三項第二項、第六項、第十二項、第十三項第二項、第十五条第三項及び第十八条第三項の規定による申出、同条第四項第一項（同条第八項、第十一項、第十四条及び第十七条（同条第二十項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による申告又は同条第四項第三項（同条第八項、第十四条及び第十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による申請について適用し、施行日前行われた同条第一項、第五項、第九項、第十二条、第十五条第一項及び第二項並びに第十八条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十八条第一項及び第二項の規定による課税免除若しくは不均一課税の申請、同条第三項第二項、第六項第二項、第十三項第二項、第十五条第三項及び第十八条第三項の規定による申出、同条第四項第一項の規定による申告又は同条第四項第三項の規定による申請については、なお従前の例による。

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十五号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十月青森県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

現住所	電話
入学年 月日	年 月 日（入学・転学・転籍）

を

個人番号	
現住所	電話
入学年 月日	年 月 日（入学・転学・転籍）

に、

扶養義務者の氏名	申請者の氏名	申請者の続柄	を
扶養義務者の氏名	申請者の氏名	申請者の続柄	を
扶養義務者の個人番号	申請者の続柄		に

改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭